○農林水産省告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神乙七五七の四三から乙七五七の四六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西宇字小歩怪二二三の六・字小歩怪道の下二二六の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海陽町船津字船津九四の一六、九四の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海陽町船津字船津九四の一七、九四の一九、九四の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粕尾字高平一七六二の三から一七六二の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五〇五・一五一〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字七々又六五九の二、字切掛ケ沢一二〇九の六から一二〇九の八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粕尾字丑野一八四一の四、一八四一の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市久野字小棚一六二一の二、一六二二の三

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上久我字渕上二〇一七の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市百村字屋敷内二六六四の九六（次の図に示す部分に限る。）、二六六四の九七、二六六四の九八・二六六四の九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六六四の一〇一、二六六四の一〇二（次の図に示す部分に限る。）、二六六四の一〇三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字段戸一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一の三二七、一の三二八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（一）　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字段戸一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一の三二九

（二）　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

（三）　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、知花花織を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　伝統的工芸品の名称

知花花織（ちばなはなおり）

二　伝統的な技術又は技法

1　次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

(1)　先染めの平織りとすること。

(2)　よこ糸の打ち込みは、「手投杼（ひ）」を用いること。

(3)　紋は、「花綜絖（そうこう）」又は「縫取り杼（ひ）」を用いて表すこと。

(4)　「花綜絖（そうこう）」を用いた紋は、綜絖枠を手で持ち上げフックに掛けて表すこと。

2　かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は「手くくり」によること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸等とすること。